

宜野座村の子育て支援がさらに充実しました!

令和6年4月1日より、長期預かり保育を利用できる条件が拡充されました。これまでも村民の子育てを応援している宜野座村では、下記のとおり様々な子育て支援を行っています。



給食費 特定防衛施設周辺 整備調整交付金活用※		開始 令和3年4月より全額無償
		対象 村立幼稚園、小学校、中学校に在籍し、且つ、村内に住所がある子ども（区域外通学の場合は保護者負担です）
		手続き 手続きはございません
事業の目的 宜野座村では園児児童生徒の心身の健全な発育と保護者の経済的負担の軽減、そして子育て支援充実のため、令和3年度より村立幼稚園の園児と村立小・中学校の児童生徒の給食費を無償化しました。		
幼稚園・預かり保育	村立幼稚園の入園料・保育料	どちらも平成22年度より無償化されました。 お手続きは特に必要ありません。
	長期預かり保育	保育料 令和元年度より無償化 副食費は別途徴収 月額 1,000円 対象 長期預かり保育を希望し、「保育が必要な事由」に該当する者 手続き 「保育が必要な事由」の確認及び認定のため、書類の提出が必要です。詳しくは教育委員会へお問合せください。
	一時預かり保育	保育料・副食費含めて 月額 500円 ※利用日数の上限は月10日までです。 ※一時預かり保育に該当する方は「保育の必要な事由」に該当しないため、無償化の対象外となります。
	預かり保育 実施期間の延長	期間 入学式の次の平日～3月31日 対象 宜野座村立幼稚園に通園し、預かり保育を利用する者。 手続き 2月下旬頃、幼稚園を通じて必要書類を配布します。
	預かり保育の利用要件の拡充 ※下線部が新しい条件	① 保護者が就労している ② " <u>産前産後休暇及び育児休暇を取得している</u> ③ " <u>傷病又は出産による入通院をしている</u> ④ " <u>事故に遭い又は被災している</u> ⑤ " <u>家族の看護又は介護をしている</u> NEW 新しい条件

各種お問合せ先

【時間】幼稚園は8:15～16:45、教育委員会・給食センターは8:30～17:15
 【お休み】土日、祝日

幼稚園に関すること

松田幼稚園 968-4340
 宜野座幼稚園 968-4356
 漢那幼稚園 968-4357

学校給食に関すること

宜野座村共同調理場
 給食センター 968-8522

預かり保育に関すること

宜野座村教育委員会
 学校教育課 968-8522